

兵庫県公報

平成20年3月31日 月曜日 第18号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

企業庁管理規程	ページ
企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程	1
企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程	2

企業庁管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県公営企業管理者 辻井 博

兵庫県企業庁管理規程第4号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程

企業職員の給与に関する規程（昭和41年兵庫県企業局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「常時勤務を要する者」の右に「、地方公務員法の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）」を加える。

第3条第3項第1号中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項」に改め、「定める額」の右に「（育児短時間勤務職員等にあつてはその額に企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号。以下「勤務時間規程」という。）第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を、育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあつてはその額に勤務時間規程第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）」を加え、同項第2号を次のように改める。

(2) 再任用職員 別表第5の管理職手当欄に定める額（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員にあつてはその額に勤務時間規程第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、条例第4条の2の規定による地域手当の額の限度において、特地勤務手当は支給しない。

第6条の2第3項中「100分の70」を「100分の80」に改め、同条第5項中「別表第4」を「別表第6」に、「別表第5」を「別表第7」に改める。

第6条の3第1項第1号中「100分の72.5」を「100分の75」に、「100分の92.5」を「100分の95」に改め、同条第3項中「第4項」を「第5項」に改める。

第7条中「条例第15条の2」を「条例第15条の2第1項」に改め、同条第1号中「企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号以下「勤務時間規程」という。）」を「勤務時間規程」に改める。

附則第11項を次のとおり改める。

11 削除

附則に次の2項を加える。

(管理職手当の特例)

- 13 管理職手当の月額、当分の間、第3条第3項及び企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成19年兵庫県企業庁管理規程第1号)附則第2項から第5項までの規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、地域手当の月額の算出の基礎となる管理職手当の月額については、この限りでない。

(期末手当及び勤勉手当の特例)

- 14 第6条の2第5項(第6条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、当分の間、第6条の2第5項中「合計額に同表に定める割合」とあるのは、次の表の左欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とし、「給料月額に同表に定める割合」とあるのは、「給料月額に同表に定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合」とする。

別表第6の加算割合が100分の20又は100分の15である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の50を乗じて得た割合を減じて得た割合
別表第6の加算割合が100分の10である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の40を乗じて得た割合を減じて得た割合
別表第6の加算割合が100分の5である職員	合計額に同表に定める割合から、当該割合に100分の20を乗じて得た割合を減じて得た割合

別表第6企業職給料表(1)の款職務の級6級及び5級の職員並びに4級の職員(管理者が定める職員に限る。)の項中「(管理者が定める職員に限る。)」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成20年4月1日から施行する。
(企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)
- 2 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(平成19年企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「が経過措置基準額」の右に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。))にあっては、当該経過措置基準額に企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額)」を加える。

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成20年3月31日

兵庫県公営企業管理者 辻 井 博

兵庫県企業庁管理規程第5号

企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程及び企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する管理規程

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

- 第1条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成7年兵庫県企業庁管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「一般職の任期付職員」を「地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は一般職の任期付職員」に改め、同項を第4項とし、同条第2項中「第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による育児短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同上の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、管理者が定める。

第3条第1項ただし書中「ただし、」の右に「育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、」を加え、「これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間において、」を「日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において」に改め、同条第2項ただし書中「ただし、」の右に「育児短時間勤務職員等については、1週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い1日につき8時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振り、」を加え、同条第4項中「8日(短時間勤務職員にあっては、8日以上)の週休日」を「8日の週休日(育児短時間勤務職員等にあっては8日以上で当該育児短時間勤務等の内容に従った週休日、短時間勤務職員にあっては8以上の週休日)」に改める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として別に定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において育児短時間勤務職員等に勤務をすることを命ずることができる。

第9条第1項中「20日(」の右に「育児短時間勤務職員等及び」を加え、同条第4項中「1時間(」の右に「育児短時間勤務職員等のうち、斉一型育児短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち1週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。)にあっては1日又は1時間、不斉一型短時間勤務職員(育児短時間勤務職員等のうち斉一型短時間勤務職員以外のものをいう。)にあっては1時間とし、」を加える。

第11条第1項の表4の項中(5)の次に「(6)国、地方公共団体又は公共団体が行う地域における子供の安全を確保するための活動又は環境美化のための活動」を加え、同表5の項中「5日」を「別に定める期間内における週休日、休日及び代休日を除いて連続する5日」に改め、同表9の項中「(短時間勤務職員にあっては、24時間)」を削り、同表10の項中「(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、40時間に第2条第2項又は第3項の規定に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間(当該勤務時間に1時間未満の端数がある場合にあっては、これを切り上げた時間。次の項において同じ。))を40時間で除して得た数を乗じて得た数の時間)」を削り、同表11の項中「(短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、40時間に第2条第2項又は第3項の規定に基づき定められた短時間勤務職員の勤務時間を40時間で除して得た数を乗じて得た数の時間)」を削り、同表13の項中「回数とする」を「回数で1回につき1日、半日又は1時間とする」に改め、同条第2項中「及び13の項の休暇の単位は、1日、半日又は1時間(短時間勤務職員にあっては、1時間)」を「の休暇の単位は、1日、半日又は1時間(育児短時間勤務職員等及び短時間勤務職員にあっては、1日又は1時間)」に改める。

第15条の2第1項中「第82条の2」を「第124条」に改める。

(企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第3条第3項に規定する職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成14年兵庫県企業庁管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。))の勤務時間及び休憩時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による育児短時間勤務をすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、別に定める。

4 公務その他特別の理由があるときは、第1項の規定にかかわらず、勤務時間及び休憩時間について別に定めることがある。

第5条に次の1項を加える。

3 育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従い前2項の週休日に

加えて週休日を設けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この管理規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 1 条の規定による改正後の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正後の規程」という。）第11条第 1 項の表 5 の項の別に定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの規程の施行の日がある職員で、同日前の当該期間に第 1 条の規定による改正前の企業職員の勤務時間、休暇等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第11条第 1 項の表 5 の項の休暇を使用したものについては、改正後の規程第11条第 1 項の表 5 の項の休暇を使用したものとみなす。
- 3 改正後の規程第11条第 1 項の表 9 の項の職員の妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）又は同項の表10の項に規定する出産予定日の 8 週間（多児妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの期間（当該期間の初日を除く。）にこの規程の施行の日がある職員が同日前のそれぞれの当該期間に使用した改正前の規程第11条第 1 項の表 9 の項又は10の項の休暇については、改正後の規程第11条第 1 項の表 9 の項又は10の項の休暇として使用されたものとみなす。